

令和4年3月2日
総務常任委員会資料
総務部管財課

市管理施設の損壊による建築物破損事故に関する和解
及び損害賠償の額を決定するについて

1. 事故発生日時	令和3年8月13日(金) 午後6時頃
2. 事故発生場所	宇治市宇治矢落49番地
3. 事故の概要	令和3年8月13日(金)午後6時頃、前日からの大雨にともない、市有地(宇治市宇治矢落105番1)に建つ擁壁が損壊し、隣接地(宇治市宇治矢落49番地)に土砂とともに流れ込み、建築物に土砂流入、ベランダ一部損壊等の被害を与えたもの。
4. 和解の相手方	
5. 和解の趣旨	市は、市管理施設の損壊による建築物破損事故により生じた損害の賠償金として、和解の相手方に対し、次項の損害賠償額を支払い、和解の相手方はこれをもって、本件事故に関し他に何らの請求権のないことを確認し、円満解決する旨を内容とする示談契約を締結する。
6. 損害賠償の額	3, 502, 532円

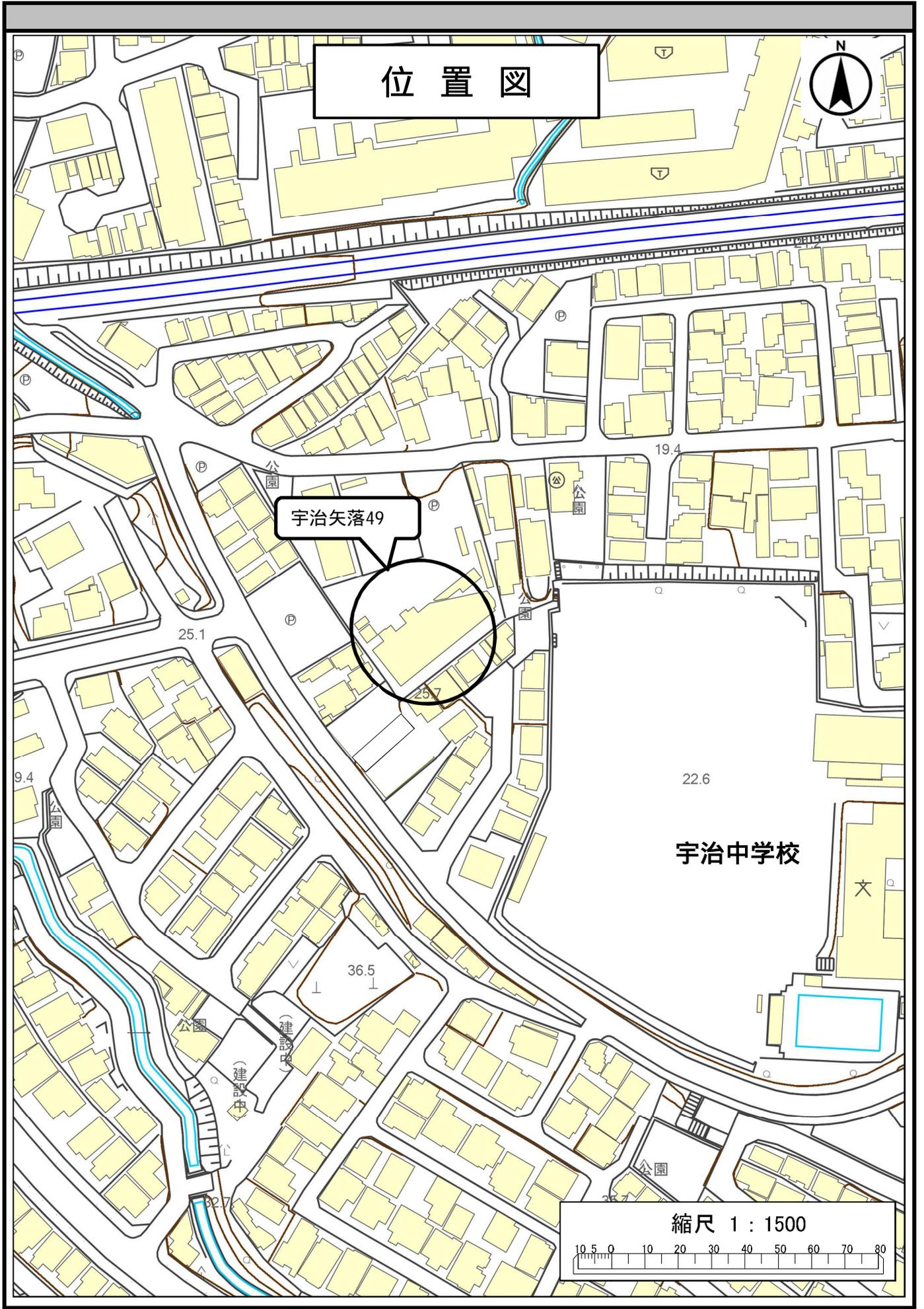
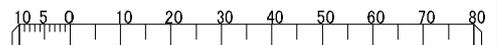
位置図



宇治矢落49

宇治中学校

縮尺 1 : 1500



被害状況写真

ベランダ壁、側壁



側壁

